

米子市地域防災計画（原子力災害対策編）及び米子市広域住民避難計画修正概要

1 修正理由

米子市地域防災計画（原子力災害対策編）及び米子市広域住民避難計画は、これまで、国の防災基本計画、原子力災害対策指針の改正、鳥取県の地域防災計画並びに広域住民避難計画の修正及び原子力防災訓練の検証結果等を踏まえ、必要な修正を行ってきた。

令和4年6月に鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画が修正されたことに伴い、この度、本市においてもその修正内容などを踏まえ、所要の修正を行うもの。

2 米子市地域防災計画（原子力災害対策編）の主な修正項目

（1）甲状腺被ばく線量モニタリングの実施<第1章第8節関係>

国の原子力災害対策指針の修正を踏まえ、県が、原子力災害医療機関や原子力事業者の協力を得て甲状腺被ばく線量モニタリングを実施すること、及び今後甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の整備等について検討することを追記した。

（2）中国電力と締結した安全協定の改定内容の反映<第2章第3節等関係>

島根原子力発電所周辺の安全確保のために必要と認める場合の対応について、県が、「立入調査」を行い（米子市は立入確認）、その結果必要があると認める場合は、米子市及び境港市の意見を聴取し、中国電力に直接、又は国を通じて適切な措置（原子炉の停止を含む）を講ずることを求めることを記載した。

（3）武力攻撃事態等に係る対応の追加<第6章関係>

原子力発電所への武力攻撃が発生した場合は、国民保護法に基づき実状に応じて避難を行うことや、政府による事態認定までの間は地域防災計画に基づく対応を行うこと等を追記した。

3 米子市広域住民避難計画の主な修正項目

（1）屋内退避の基本方針等の記載<第2章第4節関係>

屋内退避に関する基本方針や屋内退避時の物資の供給体制等について追記。また、屋内退避中に物資の枯渇等によりその継続が困難となった場合には、避難に切り替えることを追記。

（2）「島根地域の緊急時対応」の記載等の反映<第2章第4節、第2章第6節関係>

中国電力が米子市、境港市内に避難用福祉車両を5台配備し、あらかじめ県と定める手順に基づき運転等を含めた運用をすることを追記。

必要に応じて中国電力が物資の支援をすることを追記。

対応困難な事項については国に対して支援を要請することを追記。また、不測の事態に対しては自衛隊等の実動組織による支援が行われることを追記。

（3）避難円滑化に係る取組の反映<第2章第6節関係>

段階的避難の実施に当たっては、道路監視カメラ等により道路状況等を確認し避難を指示することによって、避難の円滑化を図ることを追記。